

**令和6年度**

**なんでんかんでんチャレンジ40助成金  
説明会資料**

**令和6年1月26日**

**大村市  
地域げんき課**

# なんでんかんでんチャレンジ40助成金とは

## 趣旨

大村市で行われる活気と魅力あるまちづくりに寄与する活動を支援するために、事業経費の4/5以内の額（上限40万円）を助成する制度です。

応募いただいた活動の中から、審査会を経て、助成する事業を決定します。

# 対象

- ① 構成員3名以上の団体、又は法人(代表者及び副代表者は18歳以上のものに限る)
- ② 助成金の交付対象となる活動経費に関して、国・他の地方公共団体その他の団体から他の補助金(これに類すると市長が認めるものを含む。)の交付を受けてないもの。
- ③ 助成対象経費が100,000円以上のもの

# 対象事業

## ○大村市内で自主的に行う次に掲げる事業

- ① 市民の交流に関する事業
- ② 地域の魅力の発信に関する事業
- ③ 子育て支援及び青少年育成に関する事業
- ④ 健康づくり及びスポーツの振興に関する事業
- ⑤ 市民の福祉の向上に関する事業
- ⑥ 環境の美化及び保全に関する事業
- ⑦ 文化活動の推進に関する事業

# 助成の対象経費①

## 助成対象となる経費(例)

- ① 謝礼(講師謝礼、出演料)
- ② 交通費(講師などの旅費等)
- ③ 消耗品(事務費、材料費)
- ④ 印刷費(コピー代、チラシ、ポスターなどの印刷費)
- ⑤ 通信運搬費(郵送料)
- ⑥ 使用料及び賃借料(会場、資機材、駐車場などの使用料)
- ⑦ 保険料(損害保険料、イベント保険料)
- ⑧ 飲食費(茶、清涼飲料水、弁当その他の助成事業の目的を達成するために必要最小限の飲食に係わるもの)

# 助成の対象経費① つづき

## 飲食費について

### 助成対象となるもの(例)

- ・事業実施当日の講師やボランティアへの弁当、お茶代
- ・事業実施当日の熱中症対策用の飲食物

### 助成対象外となるもの(例)

- ・事前打ち合わせの際の飲食費
- ・懇親会費
- ・アルコール類

※弁当代(お茶代含む。)は1,000円程度を目安としてください。(高額なものは対象外)

※申請書の記入は「飲食費」と記入せずに具体的に記入していただくようお願いします。

# 助成の対象経費②

## 助成対象とならない経費(例)

- ① 備品の購入に係る経費
- ② 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする事業に要する経費
- ③ 団体等の運営、維持に要する経費
- ④ 団体の構成員に支払う経費
- ⑤ 事業運営の大部分を委託するような経費

# 助成金の額

- ① 助成対象経費に $4/5$ を乗じた額(1,000円未満切捨)
  - ② 助成対象経費から収入金を差引いた金額(1,000円未満切捨)
- ①、②を比較しいずれか少ない額以内(上限40万円)

# 助成金の額(例)

助成対象経費300,500円、収入100,000円の場合

①  $300,500\text{円} \times 4/5 = 240,400\text{円} \rightarrow 240,000\text{円}$   
(1,000円未満切捨)

②  $300,500\text{円} - 100,000\text{円} = 200,500\text{円} \rightarrow 200,000\text{円}$   
(1,000円未満切捨)

①、②を比較し、少ない額である②(200,000円)が助成金の額となる。

# 申請手続き

## ○申請時に記入・提出するもの

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・構成員名簿(様式第3号)
- ・事業説明シート

※提出は、地域げんき課へ「**持参**」となります。

※17:15を過ぎたものは受理できません。

# 審査

## 一次審査(書類審査) 3月中旬予定

- 申請時に提出された申請書等を基に審査を行います。
- 一次審査に通過した事業で二次審査を行います。  
(3月下旬)

# 審査

## 二次審査(プレゼン審査) 3月下旬予定

- 申請における意気込みや申請内容について確認します。
- プレゼン時間10分以内。(一次審査通過事業数に応じて変動あり。)
- パワーポイントの利用は必須ではありません。(申請書での説明や新しく資料を配布しての説明でも可。)
- プレゼン審査に参加できない場合は、その時点で不採択とはなりません。が、書類(申請書等)のみの評価となります。
- 二次審査の日時及び場所は、一次審査通過の案内と同時にお知らせします。

# 審査

審査会では、以下の項目を基本として審査します。

- ① 目的の妥当性
- ② 目的の公益性
- ③ 事業効果の発展性、継続性、波及性
- ④ 事業の計画性、実現性
- ⑤ 独自性・先駆性

# 審査

## ① 目的の妥当性

- **市民のニーズや課題を適切に把握しているか。**
- **事業実施により期待できる効果が具体的に示されているか。**

# 審査

## ② 目的の公益性

- ・ 広く市民の参加が期待できるか。

# 審査

## ③ 事業効果の発展性、継続性、波及性

- その活動が市民に支持されることを期待できるか。
- 次年度以降も(自己資金等)で事業継続を検討しているか。
- 他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか。  
(人的、経済的影響)

# 審査

## ④ 事業の計画性、実現性

- ・ 事業の実現に向けた具体的かつ詳細な計画を有した提案(スケジュール・経費等)となっているか。

# 審査

## ⑤ 独自性・先駆性

- ・ **事業がこれまでにない新しい発想、視点、内容および方向性となっているか。**

**※審査に関する質問はお答えできません。**

**※得点の開示は行っておりません。**

# スケジュールについて

**申請期間 2月1日(木)~2月29日(木)**  
(土・日・祝日除く) 受付時間8:30~17:15

**1次審査(書類) 3月中旬**

**2次審査(プレゼン) 3月下旬**

**採択事業の決定・通知 4月1日発送**

# 助成金の支払について

助成金の支払については、以下の2つの方法があります。

## ①精算払い

事業終了後、実績報告書等の提出を受け、助成金を交付を行う。

## ②概算払い

事業実施前に助成金の交付を行う。(事業終了後に精算)

※助成金の振込先については、原則団体名又は代表者の口座への振込となります。  
(代表者の口座への振込の場合、委任状が必要となります。)

※他の会計と混同しないようご注意ください。

# 事業計画の変更について

申請時の計画から次の3つの内容に該当する場合には、「事業計画変更等承認申請書」の提出が必要となります。

- ①事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
- ③事業を中止、又は廃止しようとする場合

# 周知活動について

- 市役所本庁にポスターやチラシの設置が可能です。(スペースに限りあり)
- ポスター、チラシを地域げんき課に提出すると、市HPへの掲載、報道機関及び市職員への周知を行います。
- 広報おおむらへの掲載も可能ですが、原稿提出締切りがありますので、希望される方は、事前にご相談ください。

※ポスター、チラシ作成の際は、「この事業はなんでんかんでんチャレンジ40助成金の助成を受けています」と記載をお願いします。

※SNSで周知活動をする場合は、「#なんでんかんでんチャレンジ40助成金」と記載をお願いします。

# 事業の実施について

- **事業実施当日、地域げんき課職員も事業確認のため現場へ伺う予定にしております。**
- **事業開催前に日時、場所を地域げんき課へご連絡をお願いします。**
- **参加者を募る事業を行う場合は、参加人数の把握をお願いします。**
- **地域げんき課及び市役所内では机や椅子など備品の貸出しはしていませんので、各団体で手配をお願いします。**

# 実績報告について

事業完了後、20日以内(または3月31日のいずれか早い方)に以下の書類の提出が必要となります。

## ①実績報告書

## ②領収書(原本)

※「申請団体」又は「代表者名」以外の宛名は、経費として認められない。

※領収書の日付が、令和6年4月1日以前のもの是对象となりません。

## ③活動記録等の資料・写真

※写真は、市HPに掲載予定。個人が特定できる写真は、本人に許可を得たものをご提供ください。